

鈴鹿市発注工事における 週休2日制試行要領等 令和7年7月版の適用について

令和7年12月 技術監理契約課
土木技術管理G／建築技術管理G

令和8年1月1日以降に起案する工事から
三重県制定の週休2日試行要領等(令和7年7月)を適用します。

※工事発注課が別に定める要領や期日がある場合を除く。

発注工種	適用要領	制定部署
土木工事(下水道工事含む)、港湾工事 ※上水道工事も準用	週休2日制試行要領(土木工事編)(港湾工事編)令和7年7月 ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領 ・週休2日交替制工事(発注者指定型)試行要領	三重県 県土整備部
公共建築工事	公共建築工事週休2日制試行要領(令和7年7月) ・土日完全週休2日制工事試行要領(発注者指定型/受注者希望型)	三重県 県土整備部宮繕課
農業農村整備工事	週休2日制工事試行要領(令和7年7月)	
森林整備保全工事	・土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	
漁港漁場関係工事	・週休2日交替制工事(発注者指定型)試行要領	三重県 農林水産部

現行要領(令和6年7月)からの主な変更点

- ・全ての土日を閉所日とする土日完全週休2日制への移行 ※指定閉所土曜日の協議不要
- ・週単位の週休2日制の導入(港湾、漁港漁場工事を除く)
- ・週休2日交替制工事の導入(公共建築工事を除く)※鈴鹿市では当面の間、適用しません
- ・適用条件(契約工期30日以上→50日以上)、補正係数、加点方法の変更

【土日完全週休2日制工事の補正係数一覧】

※市場単価等の補正を除く

[土木・公共建築(発注者指定)・農業農村・森林整備]
月単位の経費で発注し、週単位の週休2日を達成した場合は増額変更、月単位の週休2日が未達成の場合は減額変更します。

[公共建築(受注者希望型)]
経費補正なしで発注し、週休2日の達成状況により週単位又は月単位に増額変更します。

[港湾・漁場漁港]
月単位の経費で発注し、月単位の週休2日が未達成の場合は減額変更します(週単位の概念はありません)。

適用要領	①週単位 4週8休以上	②月単位 4週8休以上	①、②以外	成績加点条件
土木	労務費 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	労務費 1.02 共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.02	補正なし	
港湾		労務費 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	補正なし	
公共建築 (発注者指定型)	労務費 1.02 現場管理費率 1.01	労務費 1.02	補正なし	
公共建築 (受注者希望型)	労務費 1.02 現場管理費率 1.01	労務費 1.02	補正なし	全ての土日を現場閉所できた場合 (1点)
農業農村	労務費 1.02 共通仮設費率 1.05 現場管理費率 1.06	労務費 1.02 共通仮設費率 1.04 現場管理費率 1.05	補正なし	※発注者の指示による土日作業の平日振替え可。ただし振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則前後2週間以内の平日への振替えの場合のみ加点対象とする。
森林整備	労務費 1.04 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.05	労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	補正なし	
漁港漁場		労務費 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	補正なし	

← :達成した場合 → :未達成の場合

:当初適用係数

土日完全週休2日制工事 月単位確認表【記入例】※新要領で新たに加わった注意事項のみ抜粋

週単位が未達成の場合、この欄の表示で月単位の達成を確認する。

週休 2 日	<ul style="list-style-type: none">・月単位の週休 2 日・通期（対象期間全体）の週休 2 日・指定土日（成績加点）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

監督員・現場代理人においても間違いないか確認をお願いします。

※港湾工事の通期は成績評定のみ考慮。（港湾工事の補正係数に通期の考え方は無い）

事前指示における振替日

事前指示対応日	振替日	判定
令和7年8月16日	令和7年8月6日	○
前後2週間以内の振替えを判定するため に、事前指示を受けた日(振替え元)の日 と振替え先の日を入力する		

令和7年7月

令和7年8月

令和7年9月

土日完全週休2日制工事 週単位確認表【記入例】※土木工事の場合

対象	4週	達成	3週
----	----	----	----

月	火	水	木	金	土	日
7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20
準備						

7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27
準備	準備				閉所	閉所

7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3
					閉所	閉所

※指示日は説明のために記載(実際は入力不要)

8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10
指示日		振替			閉所	閉所

8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17
					事前	閉所

8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24
					閉所	閉所

8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31
指示日					その他	閉所

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7
				片付	片付	片付

9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
片付	片付	片付	片付	片付	片付	片付

9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21
片付						

週単位の達成状況はこの欄で確認(経費補正が○なら増額変更)

土日の振替日を入力 判定(経費補正) 判定(工事成績加点)

土曜 日曜

×	○
---	---

対象外 対象外

1週間未満 ○

要領別紙2の③ではこの日に作業しているため
この週の成績が加点されない。

○ ○

事前指示による土日作業を行った場合、別の週に代休を取ると
成績は加点されるが週単位は未達成となる。

○ ○

8/6

事前指示により振替えた日を手入力(月単位確認表で振替
日として指定した以外の日付を入力するとエラーが出る)。

○ ○

1週間未満 ○

1週間未満 対象外

同一週に指示した土日作業を行った場合で、代休を取らなくても
週単位は達成(対象外)となり、成績も加点される。

対象外 対象外

対象外

※毎月の報告は月単位の
確認表のみの提出とします。

まとめ

鈴鹿市が
令和8年1月1日以降に
起案する工事から三重
県の週休2日試行要領
(令和7年7月)を
適用します。

※工事発注課が別に定める
場合を除く

新しい
土日完全週休2日制
工事は月単位の経費で
発注され、
週単位または月単位の
達成状況により
経費を変更します。
※港湾関係、受注者希望型を除く

週休2日確認表は
週単位の週休2日が
確認できるものを使用
してください。